

○ デジタル庁
総務省 令第 号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部改正）
第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(交付市町村長等が個人番号カードの交付又は引渡しを行う場合の本人確認書類)

第四条 令第十三条の二第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

- 一 次に掲げるいずれかの措置その他法第十七条第一項の規定により交付市町村長に代わって同条第一項の市町村長又は同条第二項若しくは第四項の規定により交付市町村長に代わって同条第一項第二号の措置をとる領事官若しくは市町村長(以下「交付市町村長等」という。)が適当と認める措置をとる場合には、第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書(以下「一時庇護許可書」という。)若しくは同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書(以下「仮滞在許可書」という。)のうち交付市町村長等が適当と認めるもの

【イ 略】

ロ 当該書類に組み込まれた半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。次条において同じ。)に記録された写真を確認すること。

【ハ 略】

【二 略】

三 前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類(ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条の二第四項第二号に規定する移動端末設備をいう。以下この号及び第五号イ並びに次条第三号において同じ。))の映像面であつて、交付市町村長等が適当と認めるもの(表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めるとその他の交付市町村長等が適当と認める措置をとる場合に限る。)(以下この条において「映像面」という。)の提示を受けた場合にあつては、イに掲げる書類)

【イ・ロ 略】

四 前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他交付市町村長等が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書(以下この条及び第十三条において単に「回答書」という。)(交付市町村長等がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたもの)に限る。以下この条及び第十三条において同じ。)及び次に掲げるいずれかの書類(前号ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示を受けた場合にあつては回答書及び同号ロに掲げる書類、

(交付市町村長等が個人番号カードの交付又は引渡しを行う場合の本人確認書類)

第四条 【同上】

- 一 次に掲げるいずれかの措置その他法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長又は同条第二項若しくは第四項の規定により交付市町村長に代わって同条第一項第二号の措置をとる領事官若しくは市町村長(以下「交付市町村長等」という。)が適当と認める措置をとる場合には、第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書(以下「一時庇護許可書」という。)若しくは同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書(以下「仮滞在許可書」という。)のうち交付市町村長等が適当と認めるもの

【イ 同上】

ロ 当該書類に組み込まれた半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。)に記録された写真を確認すること。

【ハ 同上】

【二 同上】

三 前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類(ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条の二第四項第二号に規定する移動端末設備をいう。以下この号及び第五号イにおいて同じ。))の映像面であつて、交付市町村長等が適当と認めるもの(表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めるとその他の交付市町村長等が適当と認める措置をとる場合に限る。)(以下「映像面」という。)の提示を受けた場合にあつては、イに掲げる書類)

【イ・ロ 同上】

四 前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他交付市町村長等が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書(以下この条及び第十三条において単に「回答書」という。)(交付市町村長等がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたもの)に限る。以下この条及び第十三条において同じ。)及び次に掲げるいずれかの書類(前号ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示を受けた場合にあつては回答書及び前号ロに掲げる書類、

交付申請者が特定年齢未満申請者であつて、交付市町村長等が特に認める場合にあつては口に掲げる書類)

〔イ・ロ 略〕

五 前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であつて、次に掲げる措置をとるときは、回答書及び第三号口に掲げる書類(同号口に掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示を受けた場合)にあつては、回答書

イ 次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面(交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が法第十七条第一項第二号に掲げる措置をとる日前三月以内であるものに限る。)の提示を受けること。

〔1・2 略〕

(3) 公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。次条において同じ。)の領収証書又は検針票

〔ロ 略〕

〔六 略〕

(出入国在留管理庁長官等が特定在留カード等の交付又は引渡しを行う場合の本人確認書類)

第四条の二 令第十八条の二第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一 次に掲げるいずれかの措置その他入管法第十九条の十五の二第五項から第七項まで若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「入管特例法」という。)第十六条の二第六項から第九項までの規定により特定在留カード等(法第十八条の五第一項に規定する特定在留カード等をいう。以下同じ。)を交付する出入国在留管理庁長官又は法第十八条の五第六項の規定により出入国在留管理庁長官に代わつて同条第五項の措置をとる住所地市町村長(入管特例法第十六条の二第一項の申請が同条第十一項の規定により住所地市町村長以外の市町村長を経由してされた場合には、当該市町村長)(以下この条において「出入国在留管理庁長官等」という。)(が適当と認める措置をとる場合には、個人番号カード又は第一条第一号に掲げるいずれかの書類のうち出入国在留管理庁長官等が適当と認めるもの

イ 当該書類に係る暗証番号の入力を求めること。

ロ 当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された写真を確認すること。

ハ 特定在留カード等の交付を受けようとする者(以下「特定在留カード等交付申請者」という。)(又は特定在留カード等交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票、在留カード又は特別永住者証明書の記載事項その他の出入国在留管理庁長官等が適当と認める事項の申告を受けること。

二 前号の措置をとることが困難であると認められる場合には、個人番号カード又は第一条第一号に掲げるいずれかの書類のうち出入国在留管理庁長官等が適当と認める二以上の書類

交付申請者が特定年齢未満申請者であつて、交付市町村長等が特に認める場合にあつては口に掲げる書類)

〔イ・ロ 同上〕

五 前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であつて、次に掲げる措置をとるときは、回答書及び第三号口に掲げる書類(第三号口に掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示を受けた場合)にあつては、回答書

イ 〔同上〕

〔1・2 同上〕

(3) 公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)(の領収証書又は検針票

〔ロ 同上〕

〔六 同上〕

〔新設〕

三 前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類（ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備の映像面であつて、出入国在留管理庁長官等が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の出入国在留管理庁長官等が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下この条において「映像面」という。）の提示を受けた場合にあつては、イに掲げる書類）

イ 個人番号カード又は第一条第一号に掲げるいずれかの書類のうち出入国在留管理庁長官等が適当と認めるもの

ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、出入国在留管理庁長官等が適当と認めるもの（特定在留カード等交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

四 前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、特定在留カード等の交付の申請について、特定在留カード等交付申請者が本人であること及び当該申請が特定在留カード等交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他出入国在留管理庁長官等が適当と認める方法により特定在留カード等交付申請者に対して文書で照会したその回答書（以下この条において単に「回答書」という。）（出入国在留管理庁長官等がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。以下この条において同じ。）及び次に掲げるいずれかの書類（前号ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示を受けた場合にあつては回答書及び同号ロに掲げる書類、特定在留カード等交付申請者が特定年齢未満申請者であつて、出入国在留管理庁長官等が特に認める場合にあつてはロに掲げる書類）

イ 前号イに掲げる書類

ロ イに掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、出入国在留管理庁長官等が適当と認める二以上の書類（特定在留カード等交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

五 前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であつて、次に掲げる措置をとるときは、回答書及び第三号ロに掲げる書類（同号ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示を受けた場合にあつては、回答書）

イ 次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面（特定在留カード等交付申請者又は特定在留カード等交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が法第十八条の五第五項又は第六項に掲げる措置をとる日前三月以内であるものに限る。）の提示を受けること。

- (1) 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書
- (2) 所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料の領収証書
- (3) 公共料金の領収証書又は検針票

ロ 特定在留カード等交付申請者又は特定在留カード等交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票、在留カード又は特別永住者証明書の記載事項その他の出入国在留管理庁長官等が適当と認める事項の申告を受けること。

(指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用)

第二十二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市についてこの命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
第四条第一号から第六号まで、第十三条並びに第十六条第一項及び第四項 第四条の二第一号	交付市町村長等 法第十八条の五第六項の規定により出入国在留管理庁長官に代わって同条第五項の措置をとる住所地市町村長	交付市長等 令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十八条の五第六項の規定により出入国在留管理庁長官に代わって同条第五項の措置をとる住所地区長
[略]	[略]	[略]

(指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用)

[同上]	[同上]	[同上]
第四条第一号から第六号まで、第十三条並びに第十六条第一項及び第四項	交付市町村長等	交付市長等
[同上]	[同上]	[同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報情報の提供等に関する命令の一部改正）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

目次

〔第一章・第二章 略〕

第三章 個人番号カード（第十六条―第三十九条の三十）

〔第四章―第六章 略〕

附則

（個人番号カードの記録事項の閲覧又は改変を防止するための措置）

第十九条 法第二条第七項の主務省令で定める措置は、個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。第三十九条の三及び第三十九条の三十において同じ。）に物理的又は電氣的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める措置とする。

（個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者等）

第二十二條の二 〔略〕

〔2 略〕

3 令第十三条第三項第四号の総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条第一項の規定による届出をした者であつて、当該届出前にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないもの（令第十三条第三項第二号の者を除く。）（初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）

〔二―六 略〕

〔4 略〕

（外国人住民に係る個人番号カードの有効期間の特例）

第二十七条 住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民（中长期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）以下「入管法」という。）第十九条の三に規定する中长期在留者をいう。以下この項において同じ。）のうち入管法別表第一の二の表の上欄の高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもって在留する者（以下この項及び次項第一号において「高度専門職第二号」という。）及び入管法別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者（以下この項及び次項第一号において「永住者」という。）並びに特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。次項第一号において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）に対し交付される個人番号カードの有効期間は、前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

目次

〔第一章・第二章 同上〕

第三章 個人番号カード（第十六条―第三十九条の二十九）

〔第四章―第六章 同上〕

附則

（個人番号カードの記録事項の閲覧又は改変を防止するための措置）

第十九条 法第二条第七項の主務省令で定める措置は、個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。第三十九条の三において同じ。）に物理的又は電氣的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める措置とする。

（個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者等）

第二十二條の二 〔同上〕

〔2 同上〕

〔同上〕

- 3 〔同上〕
- 一 住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出をした者であつて、当該届出前にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないもの（令第十三条第三項第二号の者を除く。）（初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）

〔二―六 同上〕

〔4 同上〕

（外国人住民に係る個人番号カードの有効期間の特例）

第二十七条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民（中长期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）以下「入管法」という。）第十九条の三に規定する中长期在留者をいう。以下この項において同じ。）のうち入管法別表第一の二の表の上欄の高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもって在留する者（以下この項及び次項第一号において「高度専門職第二号」という。）及び入管法別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者（以下この項及び次項第一号において「永住者」という。）並びに特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。次項第一号において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）に対し交付される個人番号カードの有効期間は、前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

<p>中長期在留者（高度専門職第二号及び永住者を除く。この項の下欄において同じ。）</p>	<p>個人番号カードの作成（以下この欄において「カード作成」という。）の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第七条第一項に規定する出入国在留管理庁長官が中長期在留者に対し、出入国港において在留カードを交付することができない場合にあつては、同項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券）に記載されている在留期間の満了の日（カード作成の日において十八歳未満の中長期在留者については、当該満了の日とカード作成の日後のその者の五回目の誕生日のうちいずれか早い日）まで</p>
<p>〔2〕4 略</p>	<p>〔略〕</p>
<p>（個人番号カードの返納届の記載事項）</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>
<p>第三十一条 令第十五条第二項及び第三項並びに第十八条の三第一項の総務省令で定める事項は、個人番号カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。</p> <p>（個人番号カードとしての機能を付加するための措置として主務省令で定める措置）</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>
<p>第三十九条の三 法第十八条の五第二項の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>
<p>一 次のイからハまでに掲げる事項（ハに掲げる事項については、本人に係る住民票に当該事項が記載されている場合に限る。）の記載及びその電磁的方法による記録</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>
<p>イ 住所</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>
<p>ロ 個人番号カードの有効期間が満了する日</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>
<p>ハ 通称</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>
<p>二 住民票コードの電磁的方法による記録</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>
<p>三 特定在留カード等に組み込まれた半導体集積回路に物理的又は電気的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の主務大臣が定める措置</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>
<p>（帳簿の記載事項）</p> <p>第五十五条 法第三十八条の四の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕七 略</p> <p>七の二 法第十八条の五第二項の主務省令で定める措置を講じた年月日及び件数</p> <p>〔八・九 略〕</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>

<p>中長期在留者（高度専門職第二号及び永住者を除く。）</p>	<p>個人番号カードの作成の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第七条第一項に規定する出入国在留管理庁長官が中長期在留者に対し、出入国港において在留カードを交付することができない場合にあつては、同項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券）に記載されている在留期間の満了の日まで</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>（個人番号カードの返納届の記載事項）</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>
<p>第三十一条 令第十五条第二項及び第三項の総務省令で定める事項は、個人番号カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。</p> <p>〔新設〕</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>
<p>〔一〕七 同上</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>
<p>〔八・九 同上〕</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>
<p>（帳簿の記載事項）</p> <p>第五十五条 〔同上〕</p>	<p>個人番号カードの返納届の記載事項</p>

<p>(機構における機構処理事務の実施状況についての報告書の作成及び公表)</p> <p>第五十六条 法第三十八条の五の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することによって行うものとする。</p> <p>〔一〕七 略</p> <p>七の二 法第十八条の五第二項の主務省令で定める措置を講じた年月及び件数</p> <p>〔八・九 略</p> <p>〔2 略</p>	<p>(機構における機構処理事務の実施状況についての報告書の作成及び公表)</p> <p>第五十六条 〔同上〕</p> <p>〔一〕七 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔八・九 同上</p> <p>〔2 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十

五年総務省令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(署名利用者確認の際に提出する書類)

第五条 法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録(同条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備の映像面であつて、住所地市町村長が適当と認めるもの(表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の住所地市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。)(以下「映像面」という。)の提示又は提出を求めることにより行うものとする。

一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号において「入管法」という。)(第二条第五号に規定する旅券(以下「旅券」という。)、同法第十八条の三に規定する一時庇護許可書(以下「一時庇護許可書」という。)、同法第十九条の三に規定する在留カード(以下「在留カード」という。)、同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書(以下「仮滞在許可書」という。)、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第六条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号において「入管特例法」という。)(第七条第一項に規定する特別永住者証明書(以下「特別永住者証明書」という。)、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十七条及び第五十三条において「番号利用法」という。)(第二条第七項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。))又は官公庁(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))及び特殊法人(法律によって直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)(以下同じ。))がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであつて申請者が当該申請者本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの。

〔二〕略

〔2〕7 略

8|| 第一項及び第二項の規定は、法第三条の三第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「出入国在留管理庁長官」と読み替えるものとする。

9|| 第一項及び第二項(第四項及び前項において準用する場合を含む。)(の規定は、法第九条第

(署名利用者確認の際に提出する書類)

第五条 法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録(法第三条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備の映像面であつて、市町村長が適当と認めるもの(表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の住所地市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。)(以下「映像面」という。)の提示又は提出を求めることにより行うものとする。

一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券(以下「旅券」という。)、同法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書(以下「一時庇護許可書」という。)、同法第十九条の三に規定する在留カード(以下「在留カード」という。)、同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書(以下「仮滞在許可書」という。)、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書(以下「特別永住者証明書」という。)、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十七条及び第五十三条において「番号利用法」という。)(第二条第七項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。))又は官公庁(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))及び特殊法人(法律によって直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)(以下同じ。))がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであつて申請者が当該申請者本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの。

〔一〕同上

〔2〕7 同上

〔新設〕

8|| 第一項及び第二項(第四項において準用する場合を含む。)(の規定は、法第九条第二項にお

二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九条第一項の申請」と読み替えるものとする。

14] [略]

1] 第一項及び第二項（第四項及び第八項において準用する場合を含む。）の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

14] [略]

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等）

第六条 法第三条第四項（同条第十項並びに法第三条の第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の第三項において準用する場合を含む。）次項及び第三項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める。

2 申請者は、法第三条第四項の規定により住所地市町村長（申請者が国外転出者である場合にあっては、附票管理市町村長。以下この条及び第十条において同じ。）が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、申請者又は当該申請者の代理人が暗証番号を当該各号に定める者に届け出ることとし、当該各号に定める者が当該暗証番号を設定するものとする。

「一 略」

二 番号利用法第十七条第三項の個人番号カードの交付を受ける場合若しくは番号利用法施行令第十三条第六項本文の規定による個人番号カードの交付を受ける場合（申請者が同条第三項第一号から第三号まで又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第二十二條の二第三項各号に該当する者であつて住所地市町村長が適当と認めるものである場合に限る。第四十二條第二項第二号において同じ。）又は入管法第十九條の十五の二第五項から第七項まで若しくは入管特例法第十六條の二第六項から第九項までの規定による特定在留カード等（番号利用法第十八條の五第一項に規定する

いて準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九条第一項の申請」と読み替えるものとする。

9] [同上]

1] 第一項及び第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

1] [同上]

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等）

第六条 法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）次項及び第三項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める。

2 [同上]

二 番号利用法第十七条第三項の個人番号カードの交付を受ける場合又は番号利用法施行令第十三条第六項本文の規定による個人番号カードの交付を受ける場合（申請者が同条第三項第一号から第三号まで又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第二十二條の二第三項各号に該当する者であつて住所地市町村長が適当と認めるものである場合に限る。第四十二條第二項第二号において同じ。）

「一 同上」

機

特定在留カード等をいう。第四十二条第二項第一号において同じ。）の交付を受ける場合
地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）

〔3 略〕

（機構への通知）

第八条 法第三条第五項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の機構への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

2 前項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第五項（同条第十項及び法第三条の三第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

3 第一項の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第五項（法第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

〔4・5 略〕

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法等）

第九条 法第三条第六項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

〔2 略〕

（個人番号カード用署名用電子証明書の提供に係る手続）

第十条 法第三条第七項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

〔一〕三 略〕

（申請書の内容等の通知の方法）

第十一条 法第三条第八項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用署名用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 前項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第八項（同条第十項及び法第三条の三第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の通知について準用する。

3 第一項の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法

〔3 同上〕

（機構への通知）

第八条 法第三条第五項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

2 前項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

3 第一項の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第五項（第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

〔4・5 同上〕

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法等）

第九条 法第三条第六項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

〔2 同上〕

（個人番号カード用署名用電子証明書の提供に係る手続）

第十条 法第三条第七項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

〔一〕三 同上〕

（申請書の内容等の通知の方法）

第十一条 法第三条第八項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用署名用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 前項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の通知について準用する。

3 第一項の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法

第三条第八項（法第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の通知について準用する。

〔4・5 略〕

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の管理の方法）

第十二条 法第四条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

一 法第三条第四項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の記録された法第三条第四項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

〔二 略〕

（個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間）

第十三条 法第五条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一 発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第九条第一項の規定による当該個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請並びに法第三条第一項、第三条の二第二項及び第三条の三第一項の規定による新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けるときにあつては、六回目）の誕生日

〔二・三 略〕

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第十七条 法第三条第四項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第十項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号に係る署名利用者による法第十条第一項の規定による法第三条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があつたものとみなす。

（利用者証明利用者確認の際に提出する書類）

第四十一条 〔略〕

〔2・5 7 略〕

8 第一項及び第二項の規定は、法第二十二条の三第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「出入国在留管理庁長官」と読み替えるものとする。

9 第一項及び第二項（第四項及び前項において準用する場合を含む。）の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めにつ

第三条第八項（第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の通知について準用する。

〔4・5 同上〕

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の管理の方法）

第十二条 〔同上〕

一 法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の記録された同項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

〔二 同上〕

（個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間）

第十三条 〔同上〕

一 発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第九条第一項の規定による当該個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請並びに法第三条第一項及び法第三条の二第二項の規定による新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けるときにあつては、六回目）の誕生日

〔二・三 同上〕

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第十七条 法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第十項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号に係る署名利用者による法第十条第一項の規定による法第三条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があつたものとみなす。

（利用者証明利用者確認の際に提出する書類）

第四十一条 〔同上〕

〔2・5 7 同上〕

〔新設〕

8 第一項及び第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用す

て準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用利用者
証明書電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十八条第一項の申請」と読み替えるも
のとする。

141) [略]

141) 第一項及び第二項（第四項及び第八項において準用する場合を含む。）の規定は、法第二十
九条第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めにつ
いて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、
「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用利用者証明書
電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九條第一項の届出」と、「申請者」とあるの
は「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるの
は「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用利用者証明書電子証明書の発行の申
請」とあるのは「法第二十九條第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当
該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

142) [略]

（個人番号カード用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利
用者検証符号の作成の方法等）

第四十二條 法第二十二條第四項（同条第十項並びに法第二十二條の二第二項（同条第四項及び
第六項において準用する場合を含む。）及び第二十二條の三第二項において準用する場合を含
む。次項及び第三項において同じ。）の規定による個人番号カード用利用者証明書電子証明書
に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によ
るものとし、個人番号カード用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用
者証明利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

2 申請者は、法第二十二條第四項の規定により住所所在地町村長（申請者が国外転出者である場
合にあつては、附票管理市町村長。以下この条及び第四十六條において同じ。）が個人番号
カード用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号
を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録
された個人番号カード用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明利用者符号を利用するた
めに用いる暗証番号を設定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、申請者又は当該
申請者の代理人が暗証番号を当該各号に定める者に届け出ることとし、当該各号に定める者が
当該暗証番号を設定するものとする。

〔一 略〕

二 番号利用法第十七條第三項の個人番号カードの交付を受ける場合若しくは番号利用法施行
令第十三條第六項本文の規定による個人番号カードの交付を受ける場合又は入管法第十九條
の十五の二第五項から第七項まで若しくは入管特例法第十六條の二第六項から第九項までの
規定による特定在留カード等の交付を受ける場合 機構

〔3・4 略〕

（機構への通知）

第四十四條 法第二十二條第五項（同条第十項並びに法第二十二條の二第二項（同条第四項及び

る。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用利用者証明書
電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十八条第一項の申請」と読み替えるものとし
る。

91) [同上]

141) 第一項及び第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定は、法第二十九條第二項
において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用す
る。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本
人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用利用者証明書電子証明書
の発行の申請」とあるのは「法第二十九條第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出
者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出
者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用利用者証明書電子証明書の発行の申請」とある
のは「法第二十九條第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」と
あるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

142) [同上]

（個人番号カード用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利
用者検証符号の作成の方法等）

第四十二條 法第二十二條第四項（同条第十項及び法第二十二條の二第二項（同条第四項及び第
六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項及び第三項において
同じ。）の規定による個人番号カード用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明利用者符号
及び利用者証明利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード
用利用者証明書電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成
の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

2 [同上]

二 番号利用法第十七條第三項の個人番号カードの交付を受ける場合又は番号利用法施行令第
十三條第六項本文の規定による個人番号カードの交付を受ける場合 機構

〔一 同上〕

二 番号利用法第十七條第三項の個人番号カードの交付を受ける場合又は番号利用法施行令第
十三條第六項本文の規定による個人番号カードの交付を受ける場合 機構

〔3・4 同上〕

（機構への通知）

第四十四條 法第二十二條第五項（同条第十項及び法第二十二條の二第二項（同条第四項及び第

第四十八条 法第二十三条の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

一 法第二十二條第四項（同条第十項並びに法第二十二條の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号の記録された法第二十二條第四項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

〔二 略〕

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間）

第四十九条 法第二十四条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一 発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第二十八条第一項の規定による当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求めると旨の申請並びに法第二十二條第一項、第二十二條の二第一項及び第二十二條の三第一項の規定による新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けるときにあつては、六回目）の誕生日

〔二 略〕

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第五十三条 法第二十二條第四項（同条第十項並びに法第二十二條の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第十項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号に係る利用者証明用電子符号による法第二十九条第一項の規定による法第二十二條第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があつたものとみなす。

（認証業務関連事務の委任）

第六十五条 市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、機構に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令第三十五条第一項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務と併せて、法第二条第三項に規定する認証業務のうち次に掲げる事務（以下「認証業務関連事務」という。）を行わせることができる。

一 法第三条第二項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。）以下この項に

第四十八条 〔同上〕

一 法第二十二條第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号の記録された同項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

〔二 同上〕

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間）

第四十九条 〔同上〕

一 発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第二十八条第一項の規定による当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求めると旨の申請並びに法第二十二條第一項及び法第二十二條の二第一項の規定による新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けるときにあつては、六回目）の誕生日

〔二 同上〕

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第五十三条 法第二十二條第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第十項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子符号に係る利用者証明用電子符号による法第二十九条第一項の規定による法第二十二條第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があつたものとみなす。

（認証業務関連事務の委任）

第六十五条 〔同上〕

一 法第三条第二項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。に規定す

において同じ。)に規定する申請者又は法第二十二條第二項(同條第十項並びに法第二十二條の第二項(同條第四項及び第六項において準用する場合を含む。))及び第二十二條の第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する申請者が併せて個人番号カードの交付を申請する場合における次に掲げる事務

「イ・ロ 略」

ハ 次に掲げる事務に係る電子計算機の設置、管理及び運用

(1) 法第三條第四項(同條第十項並びに法第三條の第二項(同條第四項及び第六項において準用する場合を含む。))及び第三條の第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(2) 法第三條第七項(同條第十項並びに法第三條の第二項(同條第四項及び第六項において準用する場合を含む。))及び第三條の第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の個人番号カードへの記録

(3) 法第二十二條第四項(同條第十項並びに法第二十二條の第二項(同條第四項及び第六項において準用する場合を含む。))及び第二十二條の第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(4) 法第二十二條第七項(同條第十項並びに法第二十二條の第二項(同條第四項及び第六項において準用する場合を含む。))及び第二十二條の第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの記録

「ニ 略」

「一〇六 略」

「二・三 略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

る申請者又は法第二十二條第二項(同條第十項及び法第二十二條の第二項(同條第四項及び第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する申請者が併せて個人番号カードの交付を申請する場合における次に掲げる事務

「イ・ロ 同上」

ハ 次に掲げる事務に係る電子計算機の設置、管理及び運用

(1) 法第三條第四項(同條第十項及び法第三條の第二項(同條第四項及び第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(2) 法第三條第七項(同條第十項及び法第三條の第二項(同條第四項及び第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の個人番号カードへの記録

(3) 法第二十二條第四項(同條第十項及び法第二十二條の第二項(同條第四項及び第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(4) 法第二十二條第七項(同條第十項及び法第二十二條の第二項(同條第四項及び第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの記録

「ニ 同上」

「一〇六 同上」

「二・三 同上」

附 則

この命令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。ただし、第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第二十二條の二第三項第一号及び第二十七條第一項の改正規定は、公布の日から施行する。